

『教行信証六要鈔』の「所依本」の性格に ついての検討

日 野 環

一 「六要鈔所依本」の性体

親鸞の『教行信証』六巻の首尾全体にわたって始めて註釈が書かれたのが存覚の『六要鈔』十巻である。その奥書に「延文五年庚子八月一日 常楽台主」とあるからこれが「此鈔」完成の年時とみてよいであろう。それは存覚七十一歳・覚如滅後九年目である。かくてこの『六要鈔』は『教行信証』領解の指針として後世に大きな影響力を持ったことは勿論である。

いま「所依本」といふは「此鈔」十巻の註釈が書かれるに当って、存覚にとりあげられた所依所積の「掬本」としての『教行信証』を指すのである。これも彼の

奥書によると「本書則六巻、第三与第六トハ元自依レ有ルニ未テ分テ為スニ八巻……」とあるから、彼の座右に置かれた「本典」は調卷八冊の『教行信証』であつたことは明らかである。

然らばその「所依本」たる「本典」の内容が如何なる様態で書写されてあつたか。これが一つの課題となる。しかし『六要鈔』に於て註釈が進められてゆく様相を見ると——所積の本文を標出しそれについて註解を施し、次にまた所積の本文を標出してそれに註解するという方式で進められておる——いまそれ等の標出されおる本文の次第を追綴することによって、その書写の様態を推知することができる。それによると「所依本」は『教行信

◎「六要鈔所依本」——「信卷」(本)の記述様式

別序々題 顯浄土真實信文類序

撰号 愚禿釈親鸞述

別序本文 夫以獲得信樂發起如來……

信卷内題 顯浄土真實信文類三本

撰号 愚禿釈親鸞集

標拳 至心信樂之願正定聚之機

信卷本文 謹按往相廻向有大信大信心者……

信卷本尾題 顯浄土真實信文類三本 (以上)

右の(1)(2)(3)の三点は、「六要所積本」の性格を把握するための重要なポイントである。しかして前に掲げた如き記述様式を持ち、「六要」註解の「所依本」たり得る書写年代の真名本『教行信証』は今日これを見ることを得ないのである。

然るに、前に僅に触れたところの貞和二年(一三四六年)源覚が書写した「本典」の『延書本』は「六要鈔」完成の延文五年(一三六〇年)を遡ること十四年前(1)「標拳之文」の所在の位置(2)「教卷」の「標拳之文」の様式(3)「総序」及「信卷別序」に「愚禿釈親鸞述」という様式の「撰号」を持つことなど、それは全く「六要所依本」と想定されるものの様式と一致する。この貞和二年書写の『延書本』の和述延書の制作者及その制作年時は不明であるが、貞和二年は覚如七十七歳、存覚五十七歳の時である。「真名本」「仮名本」を通じて、この『貞和延書本』はかくの如き書写の様式を持つ現存最古の『教行信証』である。「和述延書本」は「真名本本典」を前提とするは勿論である。従って貞和二年書写の『延書本』の前提をなす「真名本典」はそれ以前に成立していなくてはならぬ。それは少くとも延文五年『六要鈔』完成の十四年以前に『六要鈔』の『所依本』に該当すべきが如き

右の如く推定される、「六要所依本」の記述様式を見る(1)「総序」「別序」ともに「愚禿釈親鸞述」という形式の「撰号」があること(2)「題号」「撰号」「標拳」「本文」「尾題」の次第に記述されておること(3)総序の文を終つて「顕真實教一・顕真實行二……顯化身土六」の六句が横列六行に記述され「大無量寿經真實之教 浄土真宗」の一行は「教卷」の「内題」と「撰号」の次に置かれ次に「教卷」の「本文」がひきつづいておる。すなわち「大無量寿經真實之教 浄土真宗」は「教卷」一卷だけの「標拳之文」に局限された位置に置かれておることである。

書写様式をもった「真名本」の『教行信証』の存在を物語るものである。『六要鈔』の「所依本」となった「本典」は是の如き書写形態の『教行信証』であったと思う。

然れば茲に問題は新しく展開する。——貞和二年以前に成立し『六要鈔』の「所依本」となり、貞和二年の『延書本』の拠本ともなった『教行信証』は親鸞の「自筆真蹟本」であったか、或はその「真蹟本」の面影を如実に伝うる権威ある「古写本」であったか如何？と云う課題である。

私はこの課題に対しては否定的である。検討の過程をぬきにして結論を先に述べれば「六要所依本」は親鸞の「真蹟本」でもなく、またそれに直結する権威ある古写本でもない。それは本願寺教団の創立と云う時代の雰囲気背景として覚如・存覚・乗専の協力によって成立した一種の「校定本」であると思う。『教行信証』が面授口訣の親弟・直弟子によって「聖典」として「伝持」される時代から一転して、有縁無縁の大衆に伝統すべき「教法の書」として公開さるべき時代の曲り角に到達した。そこに立てられた道標が存覚の『六要鈔』である。親鸞の信仰とその人格的感化が直接であった親弟・直弟

子にとっては、それが親鸞のものであればそのまま帰依読誦の聖典として充分である。しかし「無縁の大衆」と「時代の教学」に対してはその形式は整備さるべくその内容は註解さるべきである。この歴史的必然が産んだものが「六要所依本」としての校定本『教行信証』でありその註解としての『六要鈔』であったと思う。従って『六要所依本』の校定は存覚によって代表せられる。

二 「六要鈔所依本」の「総序」

「別序」の「撰号」の検討

前節に於て私は『六要所依本』は、一種の「校定本」であつて親鸞真蹟の『教行信証』でもなく、またその面影を正直に伝うる古写本でもあるまいと述べたがその推論の理由も検討の手順も示さなかつた。しかし「六要所依本」の性格を推定・把握すべく(イ)・(ロ)・(ハ)の三つのポイントを挙げた——(イ)「総序」と「別序」に於ける「愚禿釈親鸞述」とある「撰号」の形式と「撰号」の有り無しの問題 (ロ)「標拳之文」の位置・在り場処の問題 (ハ)「教巻」に於ける「標列」「標拳」の問題——以上の三点である。

(イ)総序・別序に於ける「撰号」に関する検討。

- (一) 「阪東本」
 - 総序…〔無し〕
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞集〕
- (二) 「西本願寺本」
 - 総序…〔撰号〕…〔無し〕
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞集〕
- (三) 「高田本」
 - 総序…〔撰号〕…〔無し〕
 - 別序…〔撰号〕…〔無し〕
- (四) 「存覚書写本」^(一三三四年 存覚三十五歳)
 - 総序…〔撰号〕…〔無し〕
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞集〕
- (五) 「曆応本」^(一三四一年 存覚五十二歳)
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞述〕
- (六) 「康永延書本」^(一三四三年 存覚五十四歳)
 - 総序…〔撰号〕…〔無し〕
 - 別序…〔撰号〕…〔無し〕
- (七) 「貞和延書本」^(一三四六年 存覚五十七歳)
 - 総序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞述〕
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞述〕
- (八) 「六要鈔完成」^(一三六〇年 存覚七十一歳)
 - 総序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞述〕
 - 別序…〔撰号〕…〔愚禿积親鸞述〕

以上の(一)より(八)にいたる揭示は親鸞の自筆真蹟の『阪東本』より『六要鈔』の完成(六要所依本)をもふくめてまでの「真名本」「仮名本」及「零本」までもふくめて列記してみたものである。

存文献では「総序」に「撰号」のあるものは一本もない。(一)「阪東本」(二)「西本願寺本」(四)「存覚書写本」には「信巻別序」に「撰号」があるがそれ等はいずれも「愚禿积親鸞集」とある。(三)「高田本」と(六)「康永延書本」には「総序」にも「別序」にも全く「撰号」を見ないのである。すなわち「阪東本」の頃より存覚三十五歳・元亨四年に「本典」を書写した西紀一三二四年までは現存する限りの文献では「愚禿积親鸞述」の形式の撰号を見ることが出来ぬ。「総序」と「別序」との二ヶ所に親鸞の自名の下に「述」の字を付した撰号をもつものは「延書本」ながら貞和二年書写の延書が現存最初のものである。大谷大学の『曆応本』は「信巻」本一冊のみを遺存するものであるその「信巻」の「別序」に「愚禿积親鸞述」の「撰号」が存する別序の撰号に「述」とある最古のものである。『曆応本』は信巻(本)一冊のみの零本であるから従って「総序」に「撰号」の有りや無しやは不明である。「別序」に「愚禿积親鸞述」なる「撰号」を持ちながら「総序」に「撰号」のない実例もある。大谷大学所蔵の『伝実如上人書写本』はその例である。

(一)「阪東本」より(四)「存覚書写本」にいたるまでの現

若し『曆応本』が完本として存在し「総序」にも「別序」にも「愚禿釈親鸞述」なる形式の「撰号」を持っていたならば、それは正しく「六要所依本」であったであろう。ともかく例「存覚書写本」から「貞和延書本」の中間に「六要所依本」が成立したのでなからうか。もう少し切りつめて云えば『曆応本』を中軸としてその前後ほど遠からぬ頃に成立したのかと思う。

『曆応本』の興味はその巻末の奥書にある。それは三種の識語からなっておる。

本云

寛元五年二月五日以善信上人御真筆

秘本加書写校合訖

隱倫尊蓮六六歳

文義字訓等委註了

今年聖人七十五載也

又云

元弘三歳癸酉從初春上旬之候至孟夏下

旬之天終書写微功畢於写本者以聖人

真筆本加写合云於当本者以松影助阿

之証本重令校合而已

積乗專三十九歳

曆応四歳辛巳十二月廿八日遂筆硯之漸写

畢殊迎本願寺聖人之御縁日慮外終
右毫之功聖人定垂納受小質宜協知
見者歎可喜可尊凡於此書者念仏
成仏之咽喉諸門超勝之真路也悲
喜交流感涙巨抑而已 (以上)

右の奥書に於て、「本云、寛元五年……」は尊蓮の書写を物語るものであり、次に「又云元弘三歳……」は乗專が三十九歳の時に『尊蓮本』より転写して更に助阿の「証本」によつて校合したことを物語るものであつて、茲に「尊蓮本」・「助阿本」・「乗專本」の存在が知らされる。次に「曆応四歳……」の識語は『乗專本』によつて何人かが曆応四年にそれを転写したことを物語るものである。かくしてこの『曆応本』は——親鸞の『真筆本』——『尊蓮本』——『助阿本』——『乗專本』の流れを承けるものである。この故に「六要所依本」は『曆応本』を媒介としてはるかに『尊蓮本』に糸を引き洛都を中心とする諸種の伝本を主なる資料として校合し勘考し校定されたものではなからうか。

しかるに茲に更に考うべき課題が一つある。「曆応本」の奥書が三つの識語からなっており、その第一識語は寛

元五年の尊蓮書写の識語である事は既に提示したごとくである。しかるに天文二十二年書写の奥書を持つ『康永延書本』の「真仏土卷」の奥書に——寛元五年尊蓮書写の識語があり、次に

本云康永二歳癸未五月十七日、以漢字之真本

延写于和字授与之 願主乘智。

とある。すなわち『尊蓮本』に糸を引く延書であるにもかかわらず「総序」にも「別序」にも「撰号」が全然置かれていない。それは『高田本』と同様であって『曆応本』とは全く書写の様式を異にするのである。『曆応本』必ずしも『尊蓮本』の古態な姿を伝うるものでないことも考へ得られるのである。かく考えたと「総序」及「別序」に「愚禿釈親鸞述」という「撰号」を有し各巻の「内題」の下に置かれた「撰号」は「愚禿釈親鸞集」に統一され、整備された「本典」の様態は、『存覚書写本』以後すなわち元亨四年以後に校定成立したものではなからうか。親鸞の撰述に於ける自名・撰号の書写の定例は如何なるものであつたかを次に述べる。

二 親鸞の撰述に於ける自名・撰号の書写の様式

号の書写の様式

○浄土文類聚鈔(光延寺本・福伝寺本) 愚禿釈親鸞集
○愚禿鈔(常楽寺本) 奥書
建長七年^{乙卯}八月廿七日書之。

愚禿親鸞 八十

○入出二門偈頌(法雲寺本)

愚禿親鸞 八十

○同(蓮如書写本)(聖徳寺本)

愚禿親鸞 作

○浄土和讃

愚禿親鸞 作

○高僧和讃

愚禿親鸞 作

正像末和讃

愚禿善信 集

皇太子聖徳奉讃(正像末讃十一首)

愚禿善信 作

愚禿悲歎述懐(高田本)

愚禿親鸞 作

皇太子聖徳奉讃(七十五首)

愚禿親鸞 作

○浄土三経往生文類(広・略)

(略本) 建長七歳^{乙卯}八月六日

愚禿親鸞 八十
書之。

(広本) 康元二年三月二日書写之。

愚禿親鸞 八十
五歳

○尊号真像銘文(広・略)

(略本) 建長七歳^{乙卯}六月二日

愚禿親鸞 八十
書写之。

(広本) 正嘉二歳^{戊午}六月廿八日書之。

○一念多念文意

康元二歳^{丁巳}二月十七日

愚禿親鸞 八歳

愚禿親鸞 五歳 書之

○唯信鈔文意 (專修寺本・光徳寺本)

(專修寺本) 康元二歳正月廿七日

愚禿親鸞 八歳 書写之

(光徳寺本) 建長八歳^{丙辰}三月廿四日

愚禿親鸞 四歳 書写之

○如来二種廻向文

(高田本) 正嘉元年^{丁巳}壬三月廿一日書写之

○同異本 (大谷大学本 上宮寺本) 康元元丙辰十一月廿九日

愚禿親鸞 八歳 書之

○弥陀如来名号徳

文応元年^{庚申}十二月二日書写之

愚禿親鸞 八歳 書了

以上は「本典」を除いてそれ以外の親鸞の撰述に於いて、「自名」を書記する形式を注意したのであるが、その形式に「奥書」の形式と「撰号」の形式があることが知られる。

「奥書」の形式の場合――

(イ) 「年号」――「年数」――「干支」――「月日」――「書之」

(書写之) 「愚禿親鸞」 「年輪」

(ロ) 「年号」――「年数」――「干支」――「月日」

「愚禿親鸞」 「年輪」 「書之」 (書写之)

いずれにしても「自名」は「愚禿親鸞」とあって「愚禿親鸞」とない、すなわち「積」の字を書かないのを定例とする。而してそれに「書之」または「書写之」の字句が付随する。「和讃」以外の「仮名聖典」は「奥書」の形式である。漢文聖教では『愚禿鈔』のみが奥書の形式で自名が記されておる。

「撰号」の形式の場合――

(イ) 「漢文聖教」に於ては「自名」は「愚禿親鸞」と記されて「集」または「作」の字がその自名の下に

付記されておるを定例とする。但「聖徳寺本」西

本願寺蔵の「蓮如書写本」『二門偈』には「愚禿親

鸞作」とあって「積」の文字は見えない。

『愚禿鈔』は前述の如く「奥書形式」である。

「和語聖教」に於て「撰号の形式」で自名が記され

たのは「和讃」類であつてその「自名」は「愚禿親

鸞」「愚禿善信」の二種が用いられそれに「集」あ

るいは「作」の字を付記して「撰号」としておる。而してその自称自名に「積」の一字付記されていないことである。

いま茲に本典『教行信証』以外の親鸞の撰述に於ける「撰号」及「奥書」の自名のあり方の様式を概観したのである。そこでは「愚禿積親鸞」「愚禿親鸞」「愚禿善信」の自名に「集」或は「作」の字が付記されて「撰号」となり「書之」或は「書写之」の字が付記されて「奥書」を構成しておることを知るのである。

「六要所依本」(想定されたる)では「総序」と「信巻別序」に「愚禿積親鸞述」なる形式の「撰号」が置かれておるが「撰号」の形式としては異例である。然らばかくの如き「撰号」の形式を持つ「六要所依本」は親鸞の「真蹟本」であり得るか。或は「真蹟本典」の面影をそのまま伝える権威ある古写本であり得るか。私は『教行信証』の「自筆真蹟本」では「総序」及「信巻別序」の「撰号」に「愚禿積親鸞述」とあったとは思へない。『六要鈔』の註を通じても窺ひ得るが如き存覚の仏学及漢学の素養が「総序」及「別序」の「撰号」に「述」の字を附記した形式のものを置かしたのでないか。

親鸞の撰述全体に渉る自名・撰号の様式に「述」なる

形式がなく自筆真蹟の『阪東本』の「信巻別序」の撰号が「愚禿積親鸞集」とあることが干鈞の重みを以て本典本来の「撰号」の姿を物語る様である。しかも『坂東本』の「別序」は晩年の筆である。

四 標拳の文の移動について

「六要鈔所依本」の性格把握のための(イ)・(ロ)・(ハ)の三点をあげた。いまは(ロ)の点すなわち「六要鈔所依本」の「標拳の文」の「在り場処」の課題である(『阪東本』は「教巻」の「標拳の文」書写の紙面が欠失して不明であるが)『西本願寺本』『高田本』『存覚元亨古写本』の「標拳の文」の「在り場処」は表紙裏すなわち見返しにある。あるいはそれに該当する場処に置かれておる。少くとも各巻とも内題の前にある。然るに「六要鈔所依本」の「標拳の文」は各巻ともに「内題―撰号―標拳―本文」の順位に置かれておる。しかしこれもおそらくは『教行信証』の「自筆真蹟本」またはそれに準ずる古写本の様態ではないと思う。

この配列次第は「註釈書」制作の自然がもたらした結果であろう。存覚が云っておる様に――

「將積ニ此文ニ・大分爲レニ・第一積ニ題目ニ・第二正解」

文・初中又二・先積^テ題目・次解^ス撰号^ヲ」(「六要抄」第

「当卷大文第二^ニ明^ス行^ヲ・於^レ中為^ス五^ノ・一者題目[・]二者標
挙[・]題後[、]一行如^シ第一^ノ卷[、]……三者正積^{……}」(「六要抄」第

すなわち「題号」次「撰号」次「標挙」次「本文」と次
第しなくては「註釈」の態をなさぬであろう。たとえ

「行卷」の註釈を『阪東本』の書写の次第に従って註せ

んとすれば「諸仏称名之願^{淨土真実之行}」の註釈から始めぬ
ばならぬ。註釈書には註釈書の形式がある。「行卷」の

註釈は「願淨土真実行文類二」から始めなくては註釈の

「態」をなさぬのである。かくて自らなる「形態の整
備」が要求される。これに応じて「標挙の文」が移動し

たものであると思ふ。

かつてしばしば述べた如く「本典」に多種の「異本」
の存するのはその發生に自然なものがあつた。それは親

鸞の本願体験の自然の展開から来る本願の信の流れの訂
正・増補・削除・改編の永年にわたる記録であるからで

ある。かくてそれ自体に於て年代相を映す異種の伝本が
あり、それに加えて伝写校合のうちに生ずる錯誤に由来

する異本錯誤により異本が生ずる。註釈を書かんとする
存覚にとつては、まことに註解を志す存覚にとつては茫

洋の歎にたえぬものがあつたと思う。茲に『教行信証』

の定本とも称すべき「校定本」の要求の必然なるを思わ
しむる。

次に掲ぐるのは常樂寺藏『愚禿鈔』の存覚の奥書であ
るが、移して以て「本典」の校合・校定を發願した彼の
心情にも通ずるものがあると思う。

『愚禿鈔』(上) 奥書(常樂寺本)

「先年隋^ニ得本[・]書^下帖[・]今日為^レ滿^部追写^ニ当卷[・]
只為^レ備^ニ自見[・]乍振[・]折臂[・]初三^丁余雖^{勵^レ}之猶^{不堪^ノ}之
間[・]仮^ニ兩筆[・]終^ニ一帖^{畢[・]}唯筆[・]飽註^{等[・]}任^ニ自由^{之^愚}
案[・]之子^{細[・]}如^レ載[・]下帖^{之^{奥[・]}}而已

于時康永元年壬午九月十一日記之 存覚^{五十}

『愚禿鈔』(下) 奥書(常樂寺本)

「曆心三歲庚辰十二月廿五日書写之件写本者[・]以^ニ右
御真筆[・]所^ニ書写<sup>之^{本^{也[・]}}註[・]飽^{以下[・]}坐筆^{不^レ}思[・]様<sup>之^{間[・]}
廻[・]愚^{案[・]}任^ニ自由[・]書^{之[・]}点[・]於^ニ一[・]名^{目[・]}各^{有[・]}朱^{点[・]}
其多少又不^レ叶[・]理^{事[・]}等有^レ之[・]人^{私[・]}所^{為[・]}也[・]同^{略[・]}之^{止[・]}廻[・]
料^{簡[・]}可^レ加^レ之^{也[・]}(傍註) 又同[・]前[・]不^レ及^レ写^レ之<sup>者^{也[・]}
展[・]転[・]書^{写[・]}之^{間[・]}非[・]無[・]其[・]誤[・]歟[・]但^{本[・]}失[・]錯[・]歟[・]自[・]僻[・]案[・]歟[・]
只^{就[・]}愚[・]推[・]之^{所[・]}單[・]令[・]自[・]專[・]許[・]也[・]不^レ須[・]及[・]他[・]見[・]而已</sup></sup></sup>

存覚 五十一歳

かくの如きと同様の苦悩を通じて生れたものが「六要鈔所依本」であり、その校定であったと思う。故に「六要鈔所依本」の校定は「本典」のもつ「原始性」を蟬脱せしめて、十方衆生の為の「真実之教の書」としてその形態を整へたことで重要かつ必須のことであった。存覚はその大業の遂行を代表したものである。

しかしながら『教行信証』の書写の形態を整備移動し校合校定するには、あくまでも親鸞の宗教の本質に相応し、本願の生感を信解体認しなくてはならぬ。「総序」及「別序」の「撰号」の問題は、「本典」の「形態」に関する形式的整備であり、「標拳之文」の移動もまた形態上の整理であって本質に触れる問題でもない。しかし茲に深く心に沁みる問題がある。『存覚が「教卷」の「標拳之文」を移動するに当って一つの重大なる錯誤に堕ちたのでなからうかの不安である。

この要点にふれるに先って、「六要鈔所依本」は如何なる時代の背景のもとに生れたか。「六要鈔所依本」を「校定本」と前提して考えるとそれは本願寺教団創立の雰囲気と背景とし、覚如・存覚・乗専の協力のもとに成ったものと考えられる。その一つの例として、貞和二年に願主明善に下付された『選択集延書』がある。この延

書本「選択集」の奥に

本云

曆応元歳戊寅仲春下旬令感得・聖人御点秘本慮外加校点訖。

又云

同第二曆己卯初夏中旬令借用・阿波聖人真本重加校合而巳

貞和二歳^{丙酉}卯月上旬之候以彼・真名秘本阿延写仮名也
尤可有・秘藏而已

右筆 积宗昭

願主 积明善 (以上)

とある。是によれば曆応元年に親鸞御点の『選択集』を感じし、同二年に辛酉(阿波聖人)の真本を以て校合した。その真名本『選択集』によって、貞和二年に仮名書の「和述本」を作って明善に授与したと物語っておる。「右筆积宗昭」とあるから筆者は覚如であるべきであるが筆蹟は明かに乗専の筆である。当本の表紙には「积明善」と願主明善の名が授与の形式に於て墨書されてある。之によって見ればこの「延書本」は覚如の代筆者としての乗専の書写本であることが知られるのである。茲

に覚如と乗専の協力を見出すことができる。

また康永二年、存覚の和述と称せられる「本典」の「延書本」がある。それは天文二十二年に転写された。この天文転写の奥書を持つ写本が龍谷大学と私の架蔵中にも

あるがその天文の奥書に――

此書存覚聖人ノ御筆ヲ以テ写申候但四卷目二卷目五卷
メ二卷合テ四卷ハ乗専ノ筆也此内四卷目ノ本口ヨリ十
丁メノ一面迄ハ存覚聖人ノ御筆也

天文廿二年^癸七月十二日相調候畢

この奥書に存覚と乗専の合力が見られる。これ等の事実
は一例にすぎないが彼此勘考すると元弘・建武・暦応・
康永・貞和の頃、本願寺教団を場として制作された聖教
類は、覚如・存覚・乗専の共同制作の感が深いのであ
る。『暦応本』の奥書をまた斯の如き観点から見れば、
初期本願寺教団の息吹を感じることが出来る。

かく見てくると本願寺の教学の底には尊蓮の『教行信
証』書写の志願が遠く流れてをることを忘れてはなら
ぬと思う。

五 「六要鈔所依本」と『西本願

寺本』との「教巻標孝文」の

様態の相違

第二節に要点(イ)と標して取りあげた課題である。これ
は親鸞の宗教の体認に於て本質的な問題を孕むものであ
るが今これを略して他日を期する。これこそ本論文の終
局目的である。これなくしては本論文も未完の態であ
る。

(未了)